

皇學館論叢 第五十卷第四号
平成二十九年八月十日

『播磨国風土記』「意比川」考

——校訂における「意改」をめぐる——

荊木美行

□ 要 旨

『播磨国風土記』については、「三條西家本」が唯一の写本である。それゆえ、一般の校訂のように、他本をもって三條西家本を校合する^{まらごう}という作業が成り立たない。前後の文脈などから判断して「意改」せざるをえないケースも少なくない。小論では、一つの事例研究として、揖保郡の「意比川」の表記を取り上げ、これを「意此川」と意改することの妥当性について論述する。

□ キーワード

『播磨国風土記』 三條西家本 孤本の校訂 意改

はじめに

現存する五風土記のなかでも、『播磨国風土記』写本の残存状況は特殊である。周知のように、いわゆる「三條西家本」が唯一の写本であつて（現在、天理大学附属天理図書館の所蔵）、他の写本はいずれもこの三條西家本を直接・間接に書写したものである。したがつて、校訂本の作成にあつては、一般の校訂のように、他本をもつて三條西家本を校合する^{（きやうごう）}という作業が成り立たない。

三條西家本自体は古い写本で、冒頭に缺損があることを除けば、それなりに良質の写本である。ただ、詳しく検討すると、親本からの転写の際に生じた脱落や誤写と思しき箇所もかなりの数存在する^{（しゆ）}。そのような箇所は、当然のことながら、いわゆる「意改」を施さねばならない。たとえば、飭磨郡、漢部里条には、

漢部里。多志野・阿比里名、詳於上。

右、称^{（し）}多志野^{（し）}者、品太天皇、巡行之時、以^{（し）}鞭指^{（し）}此野、勅云、「彼野者、宜^{（し）}造^{（し）}宅及墾^{（し）}田」。故号^{（し）}佐志野。今改号^{（し）}多志野。所^{（し）}以^{（し）}称^{（し）}阿比野^{（し）}者、品太天皇、從^{（し）}山方^{（し）}幸行之時、從^{（し）}臣等、自^{（し）}海方^{（し）}参會。故号^{（し）}会野。所^{（し）}以^{（し）}称^{（し）}手沼川^{（し）}者、品太天皇、於^{（し）}此川^{（し）}洗^{（し）}御手。故号^{（し）}手沼川。生年魚有^{（し）}味。

とみえている。●を附した「行」「称」はともに三條西家本にはないのだが、校訂本では本来存したはずとしてこれらの字を補うのが普通である。さらに、讚容郡、塩沼村条には、

塩沼村。此村出^{（し）}海水。故曰^{（し）}塩沼村。

とある。「曰」は原本にはないが、やはり、補うのが妥当な文字である。

こうした事例からわかるように、意改とは、他の箇所を参考にしたたり、あるいは前後の文脈から、字を訂正したり、

補つたりすることである。ただ、なにぶんにも判断材料が少ないだけに、文字の改変には異論の生じる餘地があり、確定のむつかしいケースも少なくない。ここで取り上げる揖保郡いひほ、意比川条の記述もその一つだが、小論では、これを一事例研究として『播磨国風土記』の校訂について考えてみたい。^③

原文の問題点

まず、問題となる『播磨国風土記』揖保郡の当該箇所を三條西家本によって示しておく。便宜上、句読点は施したが、返り点はあえて附さなかった。また、活字では細部まで表現できないので、べつに古典保存会発行の複製本によって原本の状態を掲げた。あわせて参照されたい。^④

廣山里。舊名攝持。土中上。所以名都者可、石比賣命、立於泉里波多為社而射之、到此處、箭盡入地、唯出握許。故号都可村。以後、石川王為椶領之時、改為廣山里。

麻打山。昔、但馬国人、伊頭志君麻良比、家居此山。二女、夜打麻、即麻置於己胸死。故号麻打山。于今居此邊者、至夜不打麻矣。俗人、云讚伎國。意比川。品太天皇之世、出雲御蔭大神、坐於枚方里神尾山、每遮行人一半死半生。余時、伯耆人小保弓・回幡布久漏・出雲都伎也三人相憂、申於朝伎。於是、遣額田部連久等々、令禱。于時、屋作形於屋形田、作酒屋於佐々山而祭之。宴遊甚樂。即櫟山柏挂帶插鬻、下於此川相馱。故号壓川。

冒頭の「廣山里」から「云讚伎國」までは直接小論が問題とする箇所ではないが、最後の「俗人、云讚伎國」の部分はすこし意味が通じがたい。^⑤文脈から判断すると、あるいはここに脱文や脱字があったかも知れない。だとすると、その錯誤は下文にまで及んでいる可能性も考えられるので、全文を掲げて参考に供した次第である。

久松淳一校註日本古典全書『風土記』（昭和34年11月）	意比川。……下於此川相壓 故號壓川。	意比川……此の川を下りて相壓ひき。故、厭川と号く。	「相壓」の「壓」は校異注で「底」の異体」と記す。
橋本政次編『現代文播磨風土記』（昭和34年11月）	(此) 意比川……下於此川相厭 故號壓川	意此川……この川を下りて相壓した、故に壓川となずけた。	「凡例」に「本文添附の原文は、三条西家蔵本のままとし、原文の注のうち、()のあるものは編者の注、ないものは原本の注である」と記す。
竹内理三編『寧楽遺文』下巻（昭和37年）	(此カ) 意比川……下於此川相壓 故號壓川。		
吉野裕訳東洋文庫『風土記』（昭和44年）		意此川。……この川を下りて互いに押し（まじない鎮圧し）た。だから庄川とよぶ。	現代語訳のみ。風土記は、日本古典全集『古風土記集』の諸本を底本としたとする。注で「原本「意比川。オビ（帯）川か。下文の庄川も「新考」は「押し合い祭」などを意味するとしたが、すっきりしない」と書く。
小島翠校註角川文庫『風土記』（昭和45年）		意比川……この川を下りて相圧ひき。かれ、庄川と号く。	原文なし。
浅田芳朗『図説播磨国風土記への招待』（昭和56年）	意此川……下於此川相壓 故號壓川		
『兵庫県史』史料編古代1（昭和59年）	(此カ) 意比川……下於此川相壓、故號壓川、		
植垣節也「播磨国風土記注釈稿（七）」（平成2年）（『風土記研究』8）	意此川。……下於此川相壓。故号壓川。	意此川。……この川を下りて相圧しき。故れ庄川と号く。	
田中卓校註神道大系『風土記』（平成6年）	意比川。……下於此川相壓 故號壓川。		「比」「壓」の左傍に○あり。校異で「比」は「三條西本ノママ」とし、「壓」は「三條西本「厭」ニ作ル」とする。「壓」の傍の○は●の誤りか。
植垣節也校註新編日本古典文学全集『風土記』（平成9年）	意此川。……下於此川相圧。故号庄川。	意此川。……この川を下りて相圧しき。故れ庄川と号く。	頭注で「樺山頂で宴遊し、敵の油断を見すまして神具の拍を身につけ、川を一気に下って神尾山を襲い、鎮圧した話。弱者が強者に勝つために敵を欺く作戦は上代に多い」と書く。
沖森卓也他編著『播磨国風土記』（平成17年）	意比川……下於此川相厭。故、号厭川。	意比川……此の川を下りて相厭りき。故、庄川と号く。	
中村啓信監修・訳註角川ソフィア文庫『風土記』上（平成27年）	意比川……下於此川相壓号厭川	意比川……この川を下りて相厭ひき。故、厭川と号けき。	原文と読み下し文の用字が一致せず。『播磨国風土記』は橋本雅之氏の担当。
沖森卓也他編著『風土記常陸国 出雲国 播磨国 豊後国 肥前国』（平成28年）	意比川……下於此川相厭。故、号厭川。	意比川……此の川を下りて相厭りき。故、庄川と号く。	本書のもとになる平成17年10月刊の『播磨国風土記』も同じ。

※原文の返り点については大きな相違点はないので、表中では省略した。

※栗田寛『標註古風土記』は、明治32年12月の刊行だが、跋には文久3年夏とある。

有石穴中生繭故号繭故号繭阜至今不生 廣山

舊名桂

立中上 所以名都者可者石此賣命立於泉里波久

為社而射之到此處箭盡入地唯出姬許故号都可村

以後石川王為怒領之時改為廣山里麻打里 昔但馬國

人仔頭志君麻良比家居此山二女夜打麻昂麻置於已

旬死故号麻打山十八居此邊者至夜不打麻矣俗人云

讚伎因意此以品太 天皇之世為雲降蔭大神坐於牧方

里神尾山每遮行人半死生介時伯耆人不保立因播布

以漏出雲郡伎也三人相憂申於朝達於是遣領田部

連久等令禱于時佐屋秋於屋秋田作酒屋於佐山

而祭之宴遊甚樂所標山柏桂帶橋曾下於此以相獻歌

号廣川 牧方里 幸上 所以名牧方者河内國茨田郡牧

ちなみに、●を附した字のうち、「半」は原文にはないものを補い、「作」は原文では「佐」とあるものを前後の文脈から改めた。ほかにも、「巨幡布久漏」「出雲都伎也」は、直前の「伯耆人小保弓」を参考にすると、それぞれ国名のあとに「人」を補うのが妥当だが、これはなくても意味が通じるので、そのままにした。⁽⁶⁾

さて、問題の「意比川」以下の部分だが、ここにいくつか検討を要する文字がみえている。なかでも○を附した「比」と「厭」が問題となる。そこで、以下は、当該部分の訓読の歴史を辿りつつ、論点を示すことにしたい。

表は、明治以後の主要な『播磨国風土記』のテキストについて、当該部分の扱いを整理したものである。これを見ると、『播磨国風土記』の活字本として最初に出た『神教叢書』本は、「比」はそのままだし、「厭」についても正字体の「厭」に直しただけである。同書は、巻末に「考異」を掲げ、「宣本」「一本」なる異本によって校異を示すが、本文は概して三條西家本の表記に忠実である。これにつく敷田年治⁽⁷⁾『標註播磨風土記』⁽⁸⁾では、「意比川」はそのままとし、「厭」を「壓」に改める。「壓」は傍訓に「オス」とあるので、あるいは「壓(オス)↓「壓川(オシカハ)」↓「意比川(オヒカハ)」という転訛を想定したのであろうか。

「意比川」を「意此川」に意改したのは栗田寛⁽⁹⁾『標註古風土記』(大日本図書株式会社、明治三十二年十二月)の発明である。すなわち、「厭」を「壓」の誤写と判断した上で、「オス」と訓み、「壓川(オシカハ)」から「意此川(オシカハ)」が導かれるとして、「比」を「此」に意改するのである。

これは、合理的な推測である。文脈から判断するかぎり、「下於此川相厭。故号壓川」の二字はおなじ字である可能性が大きい。字体の類似から推せば、「厭」はおそらく「壓」の誤写であろう。「壓」は、『日本書紀』神武天皇即位前紀、戊午年十一月一日条に「天壓神」の訓注に「壓此云飢麩」とあり、⁽⁹⁾「オス」と訓みうるので、そこから導かれる「オシカハ」が「意此川」と表記されていたとみるのは、無理のない推測である。そのため、この説はその後の

風土記の校訂本や注釈書に踏襲され、長年に風土記のテキストとして遍く利用された秋本吉郎校注日本古典文学大系2『風土記』（岩波書店、昭和三十三年四月）や植垣節也校注新編日本古典文学全集『風土記』（小学館、平成九年十月）に至るまで、おおむねこの栗田説を踏襲している。⁽¹⁰⁾

ただし、文字についてはそれでいちおうの辻褄は合うとしても、その意味するところは定かではない。独自の意改案を提示した栗田寛『標註古風土記』（前掲）は、頭注で「壓川は猶意須比川と云ふがごとし。柏葉を腰に挂くるは蓋し襲衣を被るに似たり」とのべているが（襲衣は上衣の一種）、井上通泰『播磨風土記新考』（大岡山書店、昭和六年五月、のち『播磨国風土記新考』として昭和四十八年七月に臨川書店より復刻）は「相壓は今いふ押合なり。こは此時に限らず又遊戯にはあらで或種の迷信より古人は往々かかる事をせしものとおほゆ。尾張国中島郡国府ノ宮の追儼の神事に神社の前の川にて禊せし後押合する例などは其遺風にあらずや。北越雪譜に見えたる越後国浦佐の毘沙門堂の堂押なども」（二四三頁）と説明する。前出の日本古典文学大系2『風土記』（前掲）が「相壓しき」を「押し合ひする。押合い祭と同じわざ」（二九三頁）と説明するのも、井上説にしたがったものであろう。

これに対し、久松潜一校註日本古典全書『風土記』上（朝日新聞社、昭和三十四年十月）は、原文については「意比川。……下於此川相壓。故號壓川」とした上で、「意比川……此の川を下りて相壓ひき。故、厭川と号く」と読み下している。思うに、「オソヒキ」から「オソヒカハ」が導かれ、「ソ」の音が脱落して「オヒカハ」になったとみているのであろう。「壓」を「オソフ」と訓み、押す・圧迫するの意味にとることは他に用例もあり、問題はない。そして、「相壓ひき」の意味については、頭注に「神武紀戊午年に長髓彦を打つ所に「不_レ若_下退還示弱_レ礼_二祭神祇_一背_二負日神之威_一随_レ影_二躡_上」とあり、このオソヒフムのと同じ古代の戦術と見てよい」（一三六頁）と記すように、戦闘行為の表現と考えるのである。

後年出た新編日本古典文学全集『風土記』（前掲）も、この部分について、頭注で「樺山頂で宴遊し、敵の油断を見ずまして神具の柏を身につけ、川を一気に下って神尾山を襲い、鎮圧した話。弱者が強者に勝つために敵を欺く作戦は上代に多い」と説明しており（五七頁頭注）、「相壓」を鎮圧の意味に解釈している。日本古典全書『風土記』（前掲）と同じ説と云えよう。

風土記の当該部分を「相壓ひき」と読み下す説は、近年では、中村啓信監修・訳注角川ソフィア文庫『風土記』上（角川書店、平成二十七年六月、「播磨国風土記」の担当は橋本雅之氏）にも踏襲されている。ただ、同書の脚注では「川中で儀礼的な押し合いをする所作か」（三八一頁）とのべ、その現代語訳を「この川を下りながら押し合いをした。だから、壓川と名づけた」とするなど（四四四頁）、訓みは同じでも、日本古典全書『風土記』（前掲）とは「相壓ひき」の解釈が異なっている。

いま一つ、比較的最近出た沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編沖森卓也他編著『播磨国風土記』（平成十七年一月）や同編著『風土記 常陸国 出雲国 播磨国 豊後国 肥前国』（山川出版社、平成二十八年一月）は、通説とは異なる解釈を提示している点で注意を惹く。すなわち、同書では、「意比川……下於此川相猷。故、号猷川」と、ほぼ三條西家本の字体にしたがい、「意比川……此の川を下りて相猷りき。故、庄川と号く」と訓読するのである。多くのテキストが「猷」を字形の酷似から「壓」に改めるなか、「猷」を「猷」の異体字とみてそのまま活かす校訂本は武田祐吉編『風土記』（岩波書店、昭和十二年四月）などわずかしかない。ちなみに、その意味については、補注に「庄川……柏を身にまとう行為「おそふ」から、「庄川（おそひかは）」を導き、転じて「意比川（おひかわ）」の起源としたもの」（三四六頁）と説明されているが、これは、あるいは、栗田氏が「柏葉を腰に挂くるは蓋し襲衣を被るに似たり」とのべていることにヒントを得たものかも知れない。

意改の妥当性

以上、諸説を紹介したが、では、いずれの校訂と解釈が正鵠を射ているのであろうか。

「壓」の訓みと解釈が確定しない現状では、正確な判断を下しがたいが、それでも、おおよその見通しを得ることは可能である。

結論を先に云うと、筆者は、『標註古風土記』（前掲）以来の通説にしたがつて、「獸」は「壓」に改め、直後の「壓川」に揃え、「意比川」は「意此川」に改めるのがよいと考えている。いまずこし正確に云うと、いわゆる「天下の孤本」の意改としては、「獸」↓「壓」、「比」↓「此」という改変がもつとも無難かと思う。

この箇所在校訂には、他の地名起源説話を参考にするのが有効な方法ではないかと思うので、以下、その点についてのべる。

周知のように、『播磨国風土記』の大部分は地名起源説話で占められているが、それらは土地の伝承に因むものや、その地に移住した神や人の旧居住地に因むものが大半である（これは、他の風土記の場合も同様である）。その真偽のほどは定かではないが、それらの説明は概して素朴で明快である。⁽¹³⁾

・含藝かひぎの里さと。本もとの名なは瓶落びんらくなり。土つちは中なかの上かみ。瓶落びんらくと号なうくる所以ゆゑは、難波なにはの高津たかつの御宮おほみやの御世みよに、私部せいべの弓取等ゆみとりらの遠とほつ祖おや、他田たにの熊干くまぢ、瓶びんの酒さけを馬うまの尻しりに着いけて、家地いけぢを求まぎ行ゆきしに、その瓶びん、この村むらに落おちき。故かれ、瓶落びんらくと曰いふ。（賀古郡）

・麻跡あせの里さと。土つちは中なかの上かみ。右みぎ、麻跡あせと号なうくるは、品太ほひだの天皇すめみかど、巡めぐり行いでましし時に、勅めづりたまひしく、「この二

つこの山を見れば、能く人の眼を割き下げたるに似たり」とのりたまふ。故れ、目割と号く。(飭磨郡)

・阿豆の村。伊和の大神、巡り行でましし時に、その心の中、熱きに苦しみたまひて、衣の紐を控き絶ちたまひき。故れ、阿豆と号く。一云ふ、昔、天に二つの星あり、地に落ちて石に化けりき。此に、人衆集まり来て談論ひき。故れ、阿豆と名づく。(揖保郡)

・讃谷の郡。讃谷と云ふ所以は、大神妹妹二柱、各競ひて国占めましし時に、妹玉津日女の命、生ける鹿を捕らへ臥せて、その腹を割きて、稲をその血に種きたまひき。すなはち、一夜の間に、苗生ふ。すなはち取りて殖えしめたまふ。ここに、大神勅云りたまひしく、「汝妹は、五月夜に殖えつるかも」とのりたまひき。すなはち鹿放ちし山を、鹿庭山と号く。五月夜の郡と号け、神を齋用都比売の命と名づく。今も讃谷の町田あり。すなはち鹿放ちし山を、鹿庭山と号く。山の四の面に十二の谷あり。皆鉄を生だせり。難波の豊前の朝廷に始めて進りき。見頭はしし人は別部の犬、その孫等初発めて奉りき。(讃谷郡)

・雲箇の里。土は下の下。大神の妻、許乃波奈佐久夜比売の命、その形美麗しかりき。故れ、宇留加と曰ふ。

(六不都)

・邑曰野と云ふ所以は、阿遲須伎高日古尼の命の神、新次の社に在して、神つ宮をこの野に造りましし時に、意保和知を茹り廻して、院を為りたまひき。故れ、邑曰野と名づく。(神前郡)

・袁布山と云ふは、昔、宗形の大神、奥津嶋比売の命、伊和の大神のみ子を任みて、この山に到り来て云りたまひしく、「我が産むべき時は訖ふ」とのりたまひき。故れ、袁布山と曰ふ。(託賀郡)

・賀毛の郡。賀毛と号くる所以は、品太の天皇のみ世に、鴨の村に、双の鴨栖を作りて卵を生みき。故れ、賀毛の郡と曰ふ。(賀毛郡)

・志深の里。土は中の中。志深と号くる所以は、伊射報和氣の命、この井に御食したまひし時に、信深貝、御飯の筈の縁に遊り上りき。尔時、勅云りたまひしく、「この貝は、阿波の国の和那散に、我が食せる貝なる哉」
とのりたまひき。故れ、志深の里と号く。(美囊郡)

右は、各郡から一つづつ任意に拾つた地名起源説話であるが、「その瓶、この村に落ちき」↓「瓶落」、「能く人の眼を割き下げたるに似たり」↓「目割」、「熱きに苦しみたまひて」↓「阿豆」などと、いずれも説話に出てくる言葉の音と「故号(日)××」のところに入る地名の音とがほぼ一致しているのが大きな特徴である。

こうした事例を参照すると、「意比川」の一条も、「意此川」……此の川を下りて相歴しき。故れ歴川と號く」(日本古典文学大系2『風土記』〈前掲〉)、または「意此川」……この川を下りて相歴しき。故れ庄川と号く」(新編日本古典文学全集『風土記』〈前掲〉)などと、「オシキ」から「オシカハ」が導かれたと判断するのが、もつとも自然である。日本古典全書『風土記』(前掲)などのように、「相歴ひき」↓「厭川」↓「意比川」という訓みも成立の餘地があるが、これだと「ソ」の脱落があることになり、説明に出てくる言葉と地名の読みがほぼ一致しているという通例に反する。もつとも、いつも両者が合致しているわけではなく、例外も存する。しかし、たとえば、安禾郡、比良美村条に、比良美の村。大神の褶、この村に落ちき。故れ、褶の村と曰ひき。今の人は比良美の村と云ふ。

とあり、同郡、庭音村条に、

庭音の村。本の名は、庭酒なり。大神の御粮、ぬれて梅生えき。すなはち酒を醸ましめて、庭酒に献りて、宴く。故れ、庭酒の村と曰ふ。今の人は庭音の村と云ふ。

とあり、さらに、賀毛郡、雲潤里条に、

雲潤の里。土は中の中。右、雲潤と号くるは、丹津日子の神、法太の川底を雲潤の方に越さまく欲ふと、尔云ひ

たまへる時に、彼の村に在せる太水の神、辭びて云りたまひしく、「吾は夫の血以て徃く。故れ、河の水を欲りせず」とのりたまひき。尔時、丹津日子、云りたまひしく、「この神は、河を掘る事に倦みて、尔云へるのみ」とのりたまひき。故れ、雲弥と号く。今の人は雲潤と号く。

とあるように、伝承と現地名とが一致せず、転訛がみとめられる場合にはわざわざそれを断わっている。とすれば、意比川についても、もし「オソヒカハ」から「オヒカハ」へと変化したのなら、「今の人は意比川と曰ふ」というような説明を附したと考えられる。にもかかわらず、それがないところを見ると、やはり、「オシキ」から「オシカハ」が導かれたとみるほうがよいように思う。

現地に河川名が残っていれば、転訛があつたかどうかをうかがうこともできるのだが、遺称地もなく、現存地名から類推することは不可能である。ただし、「押川」「押ノ川」「忍川」、あるいは「水押川」という地名や河川名が茨城・富山・和歌山・高知などに点在していることを考え合わせると、播磨に「意此川」という河川が存したとしても不思議はない。

ところで、「歴川」を「オシカハ」とみた場合、「意比川」を「意此川」に意改せねばならないのだが、この点についてはなお検討の餘地がある。

たしかに、この二字は字形もよく似ており、写し間違いが生じやすい。しかし、管見の及ぶ範囲では、三條西家本では「比」の字を「此」に誤写した例はほかにない。それを思うと、この意改はいささか躊躇われる。ただ、両者の字形は写本中でもよく似たところがみられるので、ほかに混同がないからといって、「意比川」も誤字でないとは云いきれない。しかも、冒頭で指摘したように、「意比川」の直前には脱文の可能性があるので、「意比川」も、そうした誤脱となにか関聯があるのかも知れない。

以上、意此川説が妥当と考えられる理由を開陳したが、いつぼうで、「故号歴川」という結語が「下於此川相歴」以外の記述から導かれた可能性も捨て切れない。前述の沖森卓也他編著『播磨国風土記』（前掲）や同編著『風土記常陸国 出雲国 播磨国 豊後国 肥前国』（前掲）が提唱している説も、その一つである。

さきにも紹介したように、同書は、写本に忠実に当該箇所を「意比川……下於此川相猷。故、号厭川」とし、「意比川……此の川を下りて相猷りき。故、庄川と号く」と読み下している。そして、直前の「即ち山の柏を擽りて帯に掛けて腰に挿し」という描写に注目し、「柏を身にまとう行為「おそふ」から「庄川（おそひかは）」が導かれ、さらにはそれが「意比川（おひかわ）」に転じたとみるのである。

しかし、「即櫟山柏挂帯插鬻」という描写から「おそふ」を聯想させることが可能かはいささか疑問が残る。なぜなら、当該箇所の説明にそうした聯想が需められるとすると、「口合い」的な地名起源説話が圧倒的多数を占める『播磨国風土記』にあつては、異例の記述となるからである。

たしかに、飴磨郡、伊和里条に、

網落ちし処は、すなはち藤丘と号け、鹿落ちし処は、すなはち鹿丘と号け、犬落ちし処は、すなはち犬丘と号け、
蛭子落ちし処は、すなはち日女道丘と号く。

とあることや、賀毛郡、起勢里条に、

臭江。右、臭江と号くるは、品太の天皇のみ世に、播磨の国の田の村君、百八十の村君ありて、己が村別に相闘
ひし時に、天皇、勅して、この村に追ひ聚めて、悉皆に斬り死したまひき。故れ、臭江と曰ふ。

とある例などは、藤から綱、斬殺から死臭、という聯想が地名に結びつくという、いわば一捻りした説明である。それゆえ、柏を身にまとう行為（「おそふ」）から「おそひかわ（庄川）」が生じたとする「考えオチ」的解釈も一案で

はある。

しかし、繰り返しになるが、こうした間接的な聯想による地名の説明は、『播磨国風土記』ではむしろ例外である。同書の場合、多くは単純な語呂合わせによつて占められているのであつて、この場合も、「即櫛山柏挂帯播磨」という記述から「おそふ」を導けるかどうかは、根拠が薄弱である。しかも、この説でも、「おそひかわ(庄川)」から「おひかわ(意比川)」へ変化したことになるので、これも弱点となる。『播磨国風土記』では、地名の読みが「故号(巨××)」という結句の直前の語と結びついているケースが多いことを思うと、「厭川」は、やはり、直前の「下於此川相歴」という記述から導かれたとするのが、穩当ではあるまいか。

意改のむつかしさと限界

以上、「意比川」について、他の地名起源説話を援用しつつ、諸説の妥当性について検討を加えた。その結果、栗田説以後に示されたいくつかの解釈もそれぞれに無理があり、「歴川(おしかは)」↓「意此川」説も、なお成立の餘地があると思われる。

ただ、この場合も、諸説のなかでは意此川説が無難であろうというだけで、まったく問題がないわけではない。そもそも、「相歴」とは具体的にどのような行為を云うのであろうか。前述のように、これがよくわからない。井上氏の唱えた「押合い」説を支持するひとは多いが、解釈としてなにか釈然としないものがある。それゆえ、校訂としては「相厭」↓「相歴」、「意比川」↓「意此川」でいちおう筋は通るが、その意味するところは定かではない。その点、まだ沖森卓也他編著『播磨国風土記』(前掲)の解釈のほうに、まだ意味は通じる。ただ、これだと、「即櫛山柏挂帯

「插壽」という部分から「おそふ」を聯想させることになるのだが、これが強辯であることは、前述のとおりである。

ところで、かりに「歴川（おしかは）」↓「意此川」の改変が妥当だとしても、こうした意改についてはなお問題が残されている。それは、意を以て改めることの妥当性と、原本にそうあったこととは、別問題だという点である。さきに掲げた讚容郡、塩沼村条の例にしても、「曰」を補うことは妥当かも知れないが、ほんとうに原本に「曰」があったかどうかは、実際のところ確認のしようがない。

この点については、埼玉稻荷山古墳の辛亥銘鉄剣を例に説明するのが、わかりやすいかと思う。昭和五十三年に発見されたこの銘文には、つぎのような記載があったことは、よく知られている。

(表) 辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比埤其兒多加利足尼其兒名弓巳加利獲居其兒名多加
沙鬼獲居其兒名半弓比

(裏) 其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此
百練利刀記吾奉根原也

この銘文については、一般に、

(表) 辛亥年七月中に記す。乎獲居の臣の上祖、名は意富比埤、其の兒多加利の足尼、其の兒の名は弓巳加利獲居、其の兒の名は多加披次獲居、其の兒の名は多加沙鬼獲居、其の兒の名は半弓比、

(裏) 其の兒の名は加差披余、其の兒の名は乎獲居臣。世々杖刀人の首と為り、奉事し来りて今に至る。獲加多支鹵の大王の寺、斯鬼の宮に在りし時、吾、天下を治めることを左く。此の百練の利刀を作らしめ、吾が奉事の根原を記す也。

と読み下されており、とくに文意の通じないところはない。

ところが、原文を注意してみると、系譜記載のうち意富比埵の児の多加利足尼については「其児多加利足尼」となっている。これは、他の記載を参考にすると、「其児名多加利足尼」でなくてはならない。おそらく銘文を象嵌そうかんした工人が、下の「多」の字に目移りして「名」を落としたのであろうが（「名」の字がなくても、意味は通じるのでそのままなのであろう）、これなどは原文にすでに誤脱のあった例である。われわれは鉄剣を実見しうるので、もつから「名」が落ちていたことがわかるのだが、これがもし一部の金石文のように、実物がなく、写し取った銘文のみが伝わるケースであれば、かならずや「名」の字の脱落が指摘されるところであらう。

こうした事例を考慮すると、意改したほうがよい文字のなかには、原文の段階からすでに誤られていたものもないとは云えない。意味がとれるかはべつにして、原本復元の立場からは、そのままにしておいたほうがよい文字もないと言いい切れないのである。それゆえ、ここで取り上げた三條西家本における意改も、あくまで文意を取るための便宜的な試みであつて、かならずしも原本復元の作業とは直結しない。とくに、『播磨国風土記』については、はやくから未精撰説が唱えられていることからわかるように、すでに原本に文字の乱れがあつたと考えられる。ところが、解釈を優先して意改してしまうと、かえつて原本の文字が損なわれることにもなりかねない。したがつて、意改はあくまで意改であつて、原文復元とはかならずしも結びつかないことを、われわれは承知しておくべきである。

なお、近年、大館真晴氏(17)や橋本雅之氏(18)がこの問題を取り上げておられるが、これらはいずれも今後の本文研究の指針となる、示唆に富む研究である。参照を乞う次第である。

注

- (1) 『天理図書館善本叢書 古代史籍集』(八木書店、昭和四十七年七月)の「解説」には、「平安朝後期の書写と鑑定されて居り、諸国風土記伝本中最古のものである」とある(解説、一〇頁)。なお、小倉慈司『播磨国風土記』(『新天理善本叢書1 古事記道果本 播磨国風土記』(八木書店、平成二十六年二月)所収)二四―二五頁も参照。
- (2) この点については、山田孝雄『三條西家本 播磨国風土記 解説』(『播磨国風土記』(古典保存会、大正十五年六月)、のち『典籍説稿』(西東書房、昭和二十九年一月)所収)一〇〇頁参照。
- (3) 『播磨国風土記』の校訂の個別研究としては、森陽香『播磨国風土記』の校訂を考える―揖保郡林田里条を中心に―(『古事記年報』五〇、平成二十年一月)があり、参考になる。
- (4) その写真版は『天理図書館善本叢書 古代史籍集』(前掲)にも収められているが、その後、最近になって、三條西家本『播磨国風土記』のカラー版影印本が『新天理善本叢書1 古事記道果本 播磨国風土記』(前掲)として刊行されている。
- (5) 秋本吉郎校注『日本古典文学大系2 風土記』(岩波書店、昭和三十三年四月)は、「以下に或は脱文(二〇字前後の一行分)があるか」(二九二頁)と推測。
- (6) 他に文の解釈のうえで問題となるのは、「即櫟山柏挂帶插鬻」とある部分である。まず、「櫟」だが、「櫟山」という固有名詞にとる説が多いが、「櫟」とみて当該部分を「山の柏を櫟りて」「山の柏を採りて」と解釈する説がある。また、「插鬻」の「挿」は「挿」とみて、「さす」「さしはさむ」と訓む解釈が多い。
- (7) 筆者の所蔵する一本には刊記がなく、表中の「明治二十年」は小倉慈司『播磨国風土記』(前掲)による。
- (8) 『標注播磨風土記』の全文は、筆者が「敷田年治『標注播磨風土記』について——風土記本文と頭注の鬚刻——」(『皇学館大学文学部紀要』三九輯、平成十二年十二月、のち拙著『風土記逸文の文献学的研究』(学校法人皇学館、平成十四年三月)所

収)に镌刻したので、参照されたい。

(9) 熱田本『日本書紀』の当該箇所にも「天壓神」の傍訓があり、ほかに前田本『日本書紀』下第十三にも「所壓而死」の傍訓がある。

(10) この箇所に関する個別の論文をいちいち紹介することは控えるが、『風土記研究会第二十一回例会記録』(昭和三十一年八月)によれば、秋本吉郎氏が「意比川、相猷、壓川、三者を比較して「オシ川」を正とすべきこと。……先学の説の如し」とのべていることを附言しておく(二二頁)。

(11) 『日本書紀』上第九・二十九に「壓(於會比)」の訓注がみえる。熱田本『日本書紀』の神武天皇即位前紀にも「乃自蹈機而壓死時」の傍訓がある。

(12) 筆者の所蔵する松岡調旧蔵の『播磨国風土記』写本では、「猷」に作り、「ササゲテ」の傍訓を施す。

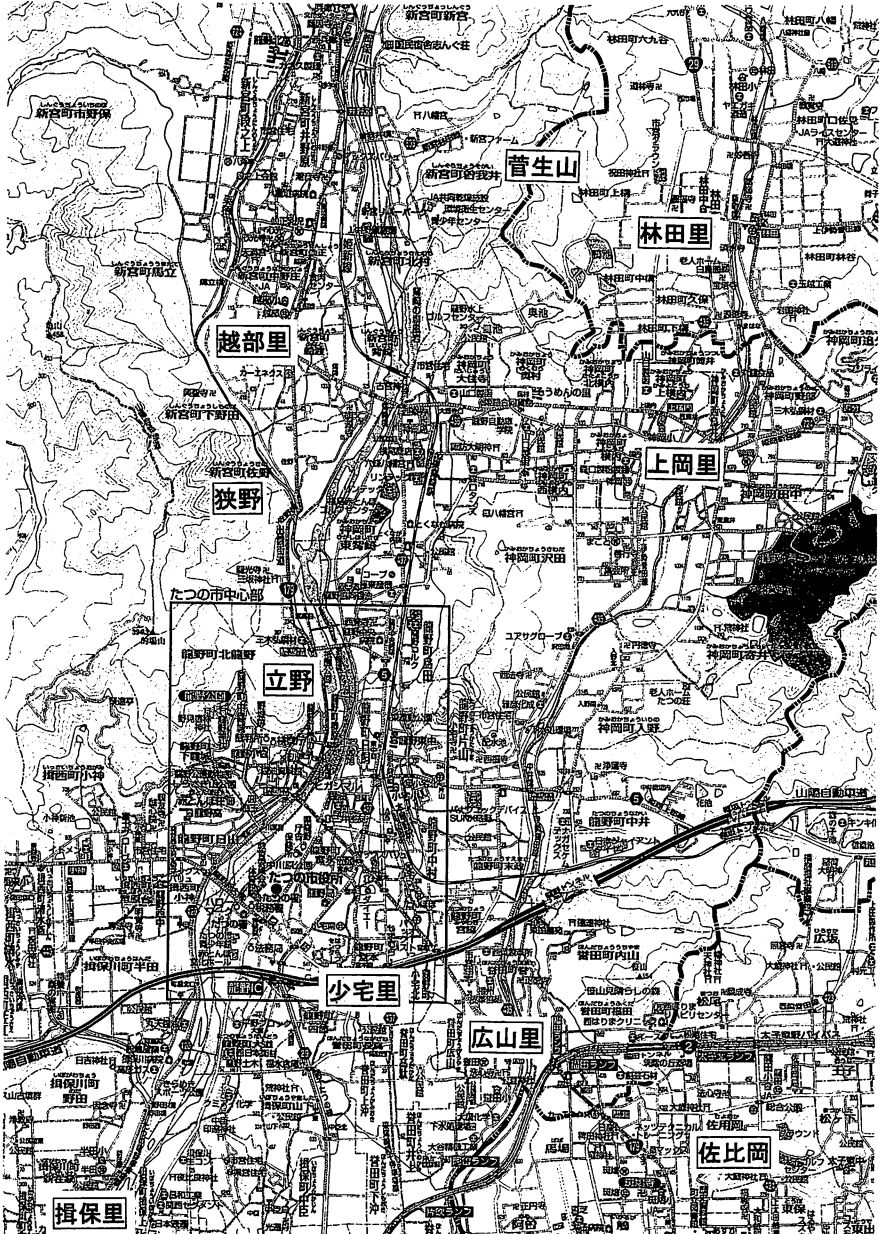
(13) 読み下し文は、植垣節也校注・訳新編日本古典文学全集5『風土記』(小学館、平成九年十月)によったが、ルビは適宜省略した。

(14) この河川は、麻打山とともに、現たつの市誉田町広山附近に比定される広山里条に記されるところから判断すると、たつの市揖保町真砂附近で揖保川に合流する林田川とみてよいであろう(地図参照)。流路は現在とは異なるところもあったであろうが、広山里と揖保里の中間を南から北に貫流する川であつと想像される。

(15) 押川の「オシ」についてはなにを意味するかはよくわからないが、楠原佑介他編著『古代地名語源辞典』(東京堂書店、昭和五十六年九月)は、「オシは「押し」で「押しつぶされたような地形」すなわち「崩崖」のことであろう」としている(七二頁)。

(16) その代表的なものとして、秋本吉郎「播磨国風土記未精撰考」(『大阪経大論集』一二、昭和二十九年十一月、のち秋本氏『風土記の研究』(大阪経済大学後援会、昭和三十八年十月)所収)がある。

『播磨国風土記』「意比川」考(荊木)



昭文社発行「都市地図 兵庫県 8 たつの市」から転載（関係地名を加筆）

(17) 大館真晴「三条西家本『播磨国風土記』の字体をいかに理解するか」(神田典城編『風土記の表現』(笠間書院、平成二十一年七月)所収)。

(18) 橋本雅之「三条西家本『播磨国風土記』校訂私見」(青木周平追悼論文集刊行会編『古代文芸論叢』(おうふう、平成二十一年十一月)・同『風土記研究の最前線』(新人物往来社、平成二十五年三月)。ただ、中村啓信監修・訳注『風土記』上・下(角川書店、平成二十七年六月、以下「本書」と略称する)で、橋本氏が担当された『播磨国風土記』の原文は、いかなるコンセプトにもとづくものか、よくわからないところがある。この点については、拙稿「風土記の注釈について」中村啓信監修・訳注『風土記』上下の刊行によせて―(『皇學館論叢』四八一四、平成二十六年八月)でのべたので、参照されたい。

(いばらき よしゆき・皇學館大学研究開発推進センター)